

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年5月25日

石川県監査委員 安田 慎一
同 織田 静代

（政務調査費に係る住民監査請求の監査結果）

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

2 請求書の提出

平成24年3月30日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、概ね次のとおりである。（本監査結果においては、できるだけ請求書の原文に即して記載したが、項目番号の一部付け替えなどを行った。）

（1）政務調査費は、地方自治法第100条第14項、第15項に基づく石川県政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び石川県政務調査費の交付に関する規程（別紙2）の使途基準によって、その支出内容が規定されている。

政務調査費は、「議員の調査研究活動に資する」経費であるとともに、「支出を証すべき書面の写し」を必要としている。

（2）石川県議会では、政務調査費運用基準（マニュアル）（以下「マニュアル」という。）を定めている。

（3）平成23年4月6日付けで提出された住民監査請求に対する同年6月8日付け監査結果（石監査第125号）（以下「監査結果」という。）は、①「原則として、一般的、外形的視点から判断する」（監査結果16頁）べきとの認識があつたにもかかわらず、

「今回の請求については、」（同）「関係する全ての議員に対し、関係人調査への任意の協力を求め、それぞれ提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした」（監査結果16頁～17頁）こと、②「様式1「政務調査報告書」は、原本が議長に提出され、その後、議員に返却され、議員において保管しているが、その記載項目や内容等から支出を証する書面としての意義を十分備えていると認め」（監査結果17頁）たにもかかわらず条例第9条に抵触していると判断しなかったこと、③「「政務調査費支出証明書」（様式2）については」（監査結果29頁）「いわゆる自己証明による支出が散見された」（同）と指摘するだけで当該支出を違法支出と判断しなかったこと等、「公正不偏の態度を保持」（地方自治法第198条の3）した監査結果とは言えない。

- (4) 石川県議会の平成22年度政務調査費支出において、「調査研究費」「研修費」「会議費」の各支出の合計額をみると、政務調査費収支報告書記載額の「3費目合計額」に証拠が満たない議員が35名もいる。この「証拠不足額」議員は、「自動車ガソリン代を1km当たり37円とするルール」（監査結果18頁）に基づく支出であるとしても、条例第9条規定の「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を議長へ提出していないのは事実である。

「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を議長へ提出していない以上、当該議員は当該用途実態を石川県民に対して公表しなければならず、公表しないならば「証拠不足額」相当額の支出を違法支出とみなすべきである。

- (5) 塚崎康彦議員は、「調査費」として100,000円を、9月を除く毎月、有限会社エステルに支出している。しかしながら、マニュアルに「保管」と記載された「委託業務内容・金額等が明確な契約書」及び「成果物」の写しが議長に提出されていない以上、一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」と認められない。
- (6) 吉田 修議員は、「政務調査費事務処理委託料」として30,000円を、毎月、支出している。しかしながら、マニュアルに「保管」と記載された「委託業務内容・金額等が明確な契約書」及び「成果物」の写しが提出されていない以上、一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」と認められない。
- (7) 政心会（田中博人）は、「業務委託料」として180,000円を、毎月、株式会社サンアールへ支出している。しかしながら、マニュアルに「保管」と記載された「委託業務内容・金額等が明確な契約書」及び「成果物」の写しが提出されていない以上、一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」と認められない。
- (8) 上記マニュアルは、用途基準「調査研究費」「研修費」「会議費」の支出に関する「会費等」費目の「政務調査費が充当できるもの」として「各種議員連盟の会費」を記載し

ている。

同時に、「(ただし、別添の不適當な経費に注意が必要)」とも記載している。

そして、「政務調査費の充当が不適當な経費(参考事例)」は、「政治活動経費」「選挙活動経費」「後援会活動経費」「私的経費」「その他適當でない経費」である。各「活動項目」には「主な事例」が具体的に列挙されている。

ところで、上記「各種議員連盟の会費」は、「年会費」であり、「調査研究費」ではなく、「研修会、講演会等」の「研修費」ではなく、「各種会議」の「会議費」でもない。すなわち、これは目的外の支出であり、違法支出である。

ただし、今回の措置請求では、上記「各種議員連盟の会費」等の支出をすべて返還請求対象から除外している。

(9) 「私的経费等 — 個人の立場で加入する団体等の会费等 — 」の245支出は、上記(8)「政務調査費の充当が不適當な経費(参考事例)」の「私的経費」等に該当する経費である。「支出理由」は目的外の支出であり、違法支出である。これらの支出は、一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」と認められない。

(10) 「政務調査費が充当できない経費Ⅰ」の14支出は、「調査研究費」「研修費」「会議費」「費目」のいずれの「使途基準」も「政務調査費が充当できるもの」に該当しない。一般的、外形的に「調査研究費」「研修費」「会議費」の「議員の調査研究費に資する経費」と認められない。すなわち、政務調査費の支出とは認められないので、違法支出である。

また、北村繁盛議員は、「賃料」3,000円の領収証の写しを48枚、議長へ提出している(「政務調査費が充当できない経費Ⅱ」)。しかしながら、これらの領収証の写しは、一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」の証拠と認められない。すなわち、政務調査費の支出としては認められないので、違法支出である。

(11) 請求人は、①「証拠不足額」がある中川石雄、福村 章、稲村建男、向出 勉、米田義三、小倉宏眷、石田忠夫、紐野義昭、木本利夫、藤井義弘、山田省悟、山田憲昭、吉崎吉規、中村 勲、作野広昭、宮下正博、宮地 治、米田昭夫、森 祐喜、石島正則、桜川 剛、塚崎康彦、北 篤司、西田昭二、宇野邦夫、櫻井廣明、北村繁盛、米澤賢司、米光正次、吉田 修、宮下登詩子、中谷喜和、盛本芳久、沢田 貞及び谷内律夫の各議員35名に対し、条例第9条規定の「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を公表することを、当該議員が使途実態を公表しない場合には違法な支出とみなされる当該「証拠不足額」相当額を石川県に自主返還すべきこと、②塚崎康彦議員に対し、11件の「調査費」支出に関する委託業務内容・金額等が明記された契約書及び成果物の写しを公表すべきこと、当該証拠を公表しない場合は違法な支出とみなされる政

務調査費相当額を石川県に自主返還すべきこと、③吉田 修議員に対し、12件の「政務調査費事務処理委託料」支出に関する委託業務内容・金額等が明記された契約書及び成果物の写しを公表すべきこと、当該証拠を公表しない場合は違法な支出とみなされる政務調査費相当額を石川県に自主返還すべきこと、④政心会（田中博人）に対し、12件の「業務委託料」支出に関する委託業務内容・金額等が明記された契約書及び成果物の写しを公表すべきこと、当該証拠を公表しない場合は違法な支出とみなされる政務調査費相当額を石川県に自主返還すべきこと、⑤石川県議会に対し、平成24年度以降、「政務調査費支出証明書」（様式2）による「いわゆる自己証明による支出」を政務調査費支出であると認めないこと、⑥中川石雄、福村 章、向出 勉、米田義三、小倉宏眷、石田忠夫、紐野義昭、木本利夫、藤井義弘、山田憲昭、下沢佳充、塚崎康彦、宮下登詩子、山根靖則、若林昭夫、盛本芳久及び庄源 一の各議員17名に対し、別紙1記載の当該「返還額」を石川県へ返還するように求めることを、石川県知事に勧告するように請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

（添付書類）

別紙1、別紙2及び事実証明書（1）から事実証明書（16）まで

（なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。）

第2 監査委員の除斥

本件請求は、県議会議員に交付された政務調査費に関するものであることから、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成24年4月5日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成24年4月23日、石川県監査委員室において証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、請求書に関して補足説明を行い、その主な内容は、概ね次のとおりであった。

(1) 県議会は、マニュアルを改正したが、その内容は、平成24年4月1日以降、具体的な活動場所や内容を記した「政務調査報告書」、「海外視察報告書」及び「県外政務調査活動報告書」を公開の対象としただけである。しかし、これだけでは、マニュアルの改正としては不十分である。委託業務内容・金額等が明記された契約書及び成果物の写しは、情報公開の対象としていない。また、「政務調査費支出証明書」による「いわゆる自己証明による支出」については、全く検討されていないこと。酒食懇談会、年会費等は、政務調査費を充当できない経費とするために会費等から削除すべきであるが、それらについても何も見直しされていない。

石川県監査委員は、現時点において政務調査費の透明性が求められるレベルからすれば、これらの問題点に関するマニュアル改正が実施されるまでの暫定措置についても言及する必要がある。

(2) 自己証明による支出は、政務調査費支出と認められない。ただし、自己証明だけでは認められないということであり、自己証明というのは、調査研究をしたということを補足する客観的な間接的証拠と一緒にしないと成立しないということである。

(3) 条例第9条規定の「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」に該当する自動車ガソリン代1km当たり37円とするルールなどの具体的な支出内容や調査費支出内容、また、委託料支出内容を明らかにする委託業務内容や金額等が記載されている契約書及び成果物の写しは、議長に提出させたとしても、情報公開請求しなければそれらの内容を確認できないことから、その公示方法は閲覧により確認できるようにすべきである。

(4) マニュアルをみると、調査研究費、研修費、会議費の使途基準に係る会費等の支出項目には、会費の支出先となる団体の活動内容や参加費の支出となる意見交換会、研修会等の内容が会派又は議員としての調査研究に資するものである場合に限ると規定されている。しかし、各会派又は各議員が、会費の支出先となる団体の活動内容を調査研究に資するものであると判断すれば、どのような内容の会費でも支出できることになってしまう。

したがって、この会議費等の支出費目の内容の決め方自体が、使途基準の規定に抵触しているものであり、無効の規定である。

なお、請求人からは、法第242条第6項の規定による新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

請求の要旨及び陳述を踏まえ、本件請求における監査対象事項を次のとおりとした。

平成22年度に石川県議会議員に交付された政務調査費のうち、請求人が措置請求書において摘示した支出が違法な支出であるかどうか、また、その結果、知事に返還請求権が存在するかどうかを監査の対象とした。

3 監査対象部局 議会事務局

4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成24年5月2日、同事務局の職員から政務調査費の制度概要及び運用状況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、概ね次のとおりであった。

(1) 政務調査費制度について

政務調査費制度については、法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。

この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、根拠法としている。

これを受けて本県では、議員提案により、「石川県政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）及び「石川県政務調査費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）を制定し、根拠条例等としている。

また、県議会の中に「政務調査費マニュアル検討小委員会」を設置し、議員自らが根拠条例等を受けた「石川県政務調査費運用基準（マニュアル）」（以下「マニュアル」という。）を策定した。これは、政務調査費の用途等の適否を具体的に判断するための拠となっており、平成21年4月から運用しているが、平成23年度の「議会改革推進会議」において見直しの議論があり、政務調査費の根拠や概要、手続き、提出すべき書類と整理・保管すべき書類などをマニュアルに明記し、その運用に当たっては、平成24年4月1日から、これまで議員自身が整理保管していた日々の政務調査活動を記録した証拠書類である「政務調査報告書」や北陸三県を除いた県外及び海外で政務調査活動を行った場合の報告書を議長に提出し、議長が保管することとし、情報公開の対象に加えたところである。

また、「収支報告書」や「政務調査報告書」を作成するための政務調査管理システムでは、政務調査費支出の按分充当や走行距離による自動車利用経費の計算を平成24年度以降、自動化し、計算に誤りが生じないように改善したほか、専門的知見を必要とする場合に、外部有識者による検証・相談を実施できることとした。

なお、マニュアルの総括表についても、適宜、新しい判例等を反映し、パソコン購入の上限額を変更するなどの見直しをしており、平成24年度以降も引き続き、更なる政務調査費の透明性を高めるため、「議会改革推進会議」で継続審議し、見直しを行うこととなっている。

(2) 請求人の主張に対する説明について

ア 「「証拠不足額」相当額の支出を違法支出額とみなすべきである。」と摘示されている支出について

請求人は、「自動車ガソリン代を1km当たり37円とするルール」に基づく経理処理について、「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」が議長に提出されていないので、その用途実態を公表しなければならず、公表しないならば違法支出とみなすべきであると主張している。

しかしながら、政務調査活動は多様なものであり、その経費も、基本的には議員の自主性、自律性が主眼になっており、その活動内容については、議員が責任をもって判断、実行するとともに、それに伴い、支払いについても議員が適確に精査することが政務調査費制度の前提となっている。

政務調査活動において自動車を利用した場合、走行距離に応じた定額を政務調査費に充当すること（以下「37円ルール」という。）については、請求人も異論のないところであるが、この「37円ルール」の適用に当たっては、当該政務調査活動に具体の支払行為が伴わないことから、個々の領収書は存在せず、したがって、その写しを議長へ提出すること自体が想定されていない。しかしながら、「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として「政務調査報告書」の提出があり、目的地や走行距離等の実績を調査確認し、その後、各議員に返却しているものである。

この「政務調査報告書」は、前述のとおり、政務調査活動を行った日々の活動内容、目的及びそれに係る経費等が記載されるなど個人情報が含まれていることから、現行制度上公表することになっておらず、各議員の自己責任を基本としつつ、内部牽制として議長による厳格な調査を行うなど適正に運用されている。

したがって、「公表しないならば違法支出とみなすべき」という請求人の主張は論拠のないものである。

なお、これらの提出された関係書類において、支出内容等は適正であることを確認

している。

さらに、政務調査費の公平性、透明性という観点から、その一層の向上に努める必要があり、「政務調査報告書」を平成24年度分から公表することとしている。

イ 「「委託業務内容・金額等が明確な契約書」及び「成果物」の写しが議長に提出されていない以上、一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」と認められない。」と摘示されている支出について

請求人は、塚崎康彦議員、吉田 修議員及び政心会（田中博人議員）の委託料について、「委託業務内容、金額等が明確な契約書を作成、成果物とともに保管」となっているのに、その契約書等が議長に提出されていないので、一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」と認められないと主張している。

ところで、マニュアルは、多様な政務調査活動の取扱いを議員自らの責任において、自主的に策定したものであり、この中で、「委託業務内容・金額等が明確な契約書」及び「成果物」の写しは、各議員、各会派において保管することを位置付け、議長に提出すべき書類は、条例第9条の規定により「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」である領収書をもって足り、これを提出していることから、請求人の主張の論拠には誤りがある。

なお、それぞれの委託業務内容等については、議長の調査権により契約書等の提出があり、その内容を確認したところ、明らかに調査研究の範疇から逸脱したものはない。

ウ 「「各種議員連盟の会費」は目的外の支出であり、違法支出である。」と摘示されている支出について

請求人は、「各種議員連盟の会費」は「年会費」であることから、「調査研究費」、「研修費」及び「会議費」に当たらないので、目的外の支出であり、違法支出であると主張している。

しかしながら、各議員は、年会費を納めることにより、当該議員連盟の活動に参加できることになり、それを通して調査研究し、各種研修会等に参加することとなるものであり、個々具体の参加費用ではなく、年会費であることをもって目的外支出、違法支出ということにはならない。

エ 「「私的経費」等に該当する経費は目的外の違法支出であり、また、「政務調査費が充当できない経費Ⅰ、Ⅱ」は、政務調査費の支出としては認められないので違法支出である。」と摘示されている支出について

請求人が主張する「私的経費等 — 個人の立場で加入する団体等の会費等 — 」及び「政務調査費が充当できない経費Ⅰ、Ⅱ」については、それぞれの使途、目的等は

各議員から聴取しており、すべてにおいて「議員の調査研究費に資する経費」である。

なお、「私的経費」については、全国都道府県議会議長会、他の都道府県議会の事例である「政務調査費の充当が不適当な経費（参考事例）」に記載されているものであるが、これはあくまで参考事例であり、政務調査活動の実態があれば認められる。

また、これらの支出内容等については、「政務調査報告書」により適正であることを確認した。

オ ①「議員35名に対し、条例第9条規定の「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を公表することを、公表しない場合には違法な支出とみなされる当該「証拠不足額」相当額を石川県に自主返還すべきこと」、②「2名の議員及び1会派に係る契約書及び成果物の写しを公表すべきこと、公表しない場合は違法な支出とみなされる政務調査費相当額を石川県に自主返還すべきこと」、③「石川県議会に対し、平成24年度以降、「政務調査費支出証明書」による「いわゆる自己証明による支出」を政務調査費支出であると認めないこと」、④「議員17名に対し、別紙1記載の当該「返還額」を石川県へ返還するように求めることを、石川県知事に勧告するように請求する。」との主張について

こうした主張に対し、まず、①は、ガソリン代であるが、この「37円ルール」の適用に当たっては、当該政務調査活動に具体の支払行為が伴わないことから、個々の領収書は存在せず、したがって、その写しを議長へ提出すること自体が想定されていない。しかしながら、「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として「政務調査報告書」の提出があり、目的地や走行距離等の実績を調査確認し、その後、各議員に返却しているものである。この「政務調査報告書」は、前述のとおり、政務調査活動を行った日々の活動内容、目的及びそれに係る経費等が記載されるなど個人情報が含まれていることから、現行制度上公表することになっておらず、非公開としている。したがって、非公開の故をもって自主返還すべき責任も発生しないと考えられる。②については、委託料に係る契約書等については、各議員等において保管すべきものとしており、非公開としている。この非公開をもって自主返還すべき責任は発生しないものとする。なお、現行制度上は非公開としているが、政務調査費の透明性等から時代の要請等を斟酌し、公開に向けた不断の検討は引き続き実施していきたいと考えている。③については、いわゆる「自己証明」であるが、「政務調査費支出証明書」は、やむを得ず領収書を徴し難い場合などにおいて、議員が自己責任のもとで自ら作成・証明するものであり、条例第9条の「その他の支出を証すべき書面の写し」として取り扱っているものである。この政務調査活動の確認については、政務調査報告書等で行っており、問題はないものと考えている。④については、私的経費

等であるが、提出された政務調査報告書等で適正な政務調査活動に伴う経費であることを確認しており、請求人の主張は誤りであると考ええる。

以上のとおり、条例第10条に基づき調査した結果、当該政務調査費の支出は適正であると考ええる。

(3) 政務調査費制度の議員への周知

議会では、政務調査費の処理に係る取扱いやマニュアル等の改訂等について、全議員又は会計責任者を対象に説明会を開催し、詳細に説明するとともに質疑応答を行うほか、各党派に対してもそれぞれ説明を行い、全議員に制度の趣旨並びにその遵守が周知徹底されているものと考えている。

(4) 議長の調査権及び議会事務局の審査について

条例第10条では、「議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条第1項又は第2項の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。」と規定されているところであり、議長の調査権の一環として、条例第9条第1項の規定により、「当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として提出された様式1「政務調査報告書」及び様式2「政務調査費支出証明書」の内容を確認しているところである。

議会事務局も、マニュアル等の周知に努めるとともに、議員から問い合わせなどがあれば、マニュアル等の内容について説明し、議員が適切に判断ができるよう補助しているところである。

また、収支報告書等の記載内容についても、条例、規程及びマニュアルに違反するものがないかなど複数の職員により役割分担を決めて確認を行うなど、政務調査費の審査方法を改善し、適正な支出に努めているところである。

さらに、議会事務局は、議長を補佐する立場に加え、知事の予算執行を補助する機関としての役割を担っており、収支報告書の記載内容について外形的に誤りがないかどうかを確認しているところである。

5 関係人に対する調査の実施

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係議員等に対し、文書による調査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

平成22年度に交付された政務調査費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係各議員の支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、棄却する。

なお、「公表」及び「自主返還」すべきであるという請求人の主張については、違法又は不当な財務会計上の行為の請求として理由がない。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務調査費制度

ア 根拠法

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、根拠法としている。（政務調査費制度が施行された平成13年4月においては、法第100条第13項及び第14項に規定されていた。）

イ 根拠条例等

法第100条第14項及び第15項の規定を受け、本県では、「石川県政務調査費の交付に関する条例」及び「石川県政務調査費の交付に関する規程」を制定し、これを根拠条例等としている。

また、その主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 政務調査費の交付対象（条例第2条）

政務調査費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）又はその所属議員に対し交付する。

(イ) 政務調査費の額等（条例第3条）

政務調査費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

(ウ) 会派の届出（条例第4条）

議員が会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、その代表者は、

会派結成届を石川県議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。

(エ) 会派の通知（条例第5条）

議長は、毎年、4月1日において届け出られている会派について、同月10日までに、知事に通知しなければならない。

(オ) 政務調査費の交付の決定等（条例第6条）

知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

(カ) 政務調査費の請求、交付等（条例第7条）

会派の代表者又はその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

(キ) 政務調査費の使途（条例第8条）

会派又はその所属議員は、政務調査費を次に掲げる費用に充てなければならない。

（費用）

調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費・人件費

費用の使途基準は、議長が定める。

「政務調査費の使途基準」（規程第4条）

規程第4条別表に定める使途基準については、下表のとおりである。

費用	使 途 基 準
調査研究費	会派又はその所属議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに当該調査研究の委託に要する経費
研修費	会派又はその所属議員が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への会派の所属議員並びに会派及びその所属議員が雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派が開催する各種会議及びその所属議員が開催する県民の県政に関する要望、意見等を聴取するための各種会議に要する経費
資料作成費	会派又はその所属議員が行う議会の審議に必要な資料の作成に要する経費

資料購入費	会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派又はその所属議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務所費	会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派又はその所属議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派又はその所属議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費

(ク) 収支報告書等 (条例第9条)

会派の代表者又はその所属議員は、前年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書(収支報告書)並びに当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し(収支報告書等)を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書が提出されたときは、その写しを知事に送付するものとする。

(ケ) 議長の調査 (条例第10条)

議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(コ) 政務調査費の返還 (条例第11条)

会派の代表者又はその所属議員は、政務調査費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない。

(サ) 収支報告書等の保存 (条例第12条)

議長は、提出された収支報告書等を、当該収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 石川県政務調査費の交付に関する条例の改正と石川県政務調査費運用基準の策定に係る経緯等

ア 政務調査費制度の改正に係る経緯等

政務調査費制度は、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で議会の活性化を図り、審議能力を強化する目的をもって、地方自治法の一部改正により創設され、平成13年4月から施行されたものである。

政務調査費を規定した法第100条第14項には、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として、条例の定めるところにより政務調査費を交付することができる旨規定されているとともに、「政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法」については、条例で定めなければならないと規定されている。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成13年3月に、「石川県政務調査費の交付に関する条例」を制定するとともに、この条例に基づき、「石川県政務調査費の交付に関する規程」を制定し、条例と併せて、同年4月1日から施行されたところである。

その後、県議会では、条例及び規程に基づき支給されていた政務調査費の使途の明確化を一層進めるとともに円滑かつ効率的な制度の運用に資するため、平成19年10月の第5回議会改革推進研究会において、政務調査費の使途基準についてわかりやすいマニュアルを作成することなどの検討が開始され、同研究会の実務研究組織として設置された政務調査費マニュアル検討小委員会での論議を経て、当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しの添付を義務付けるなどの改正案がまとまり、平成21年3月、条例及び規程の改正と併せ、新たに使途基準に関する運用マニュアルが策定され、いずれも同年4月1日から施行された。

さらに、平成23年度の「議会改革推進会議」において見直しの議論があり、政務調査費の根拠や概要、手続き、提出すべき書類と整理・保管すべき書類等をマニュアルに明記し、その運用に当たっては、平成24年4月1日から、これまで議員自身が整理保管していた日々の政務調査活動を記録した証拠書類である「政務調査報告書」や北陸三県を除いた県外及び海外で政務調査活動を行った場合の報告書を議長に提出し、議長が保管することとし、情報公開の対象に加えたところである。

また、「収支報告書」や「政務調査報告書」を作成するための政務調査管理システムでは、政務調査費支出の按分充当や走行距離による自動車利用経費の計算を平成24年度以降、自動化し、計算に誤りが生じないよう改善したほか、専門的知見を必要とする場合に、外部有識者による検証・相談を実施できることとした。加えて、マニュアルの総括表についても、適宜、新しい判例等を反映し、パソコン購入の上限額を変更するなどの見直しをしており、平成24年度以降も引き続き、更なる政務調査費の透明性を高めるため、議会改革推進会議で継続審議し、見直しを行うこととなっている。

なお、議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及びマニュアルに定められた基準を遵守するため、全議員を対象に説明会を開催するなど、周知を

図っている。

イ 石川県政務調査費運用基準（マニュアル）について

マニュアルは、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準を考慮しながら、議会において策定されたものであり、政務調査費についての使途等の適否を具体的に判断する拠となっている。

また、マニュアルの付属資料として、様式1「政務調査報告書」及び様式2「政務調査費支出証明書」が定められている。

様式1「政務調査報告書」については、政務調査活動を行った日々の活動内容、目的及びそれに係る経費等を記載する書面であり、議員自身の活動状況や行動目的、信条、交友関係や個人情報が含まれていることから、議長の保管する文書としては適切ではないという考えのもと、条例第9条第1項により、「当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として、一旦、原本そのものが議長に提出されるが、議長が記載内容を確認した後、各議員に返却しており、それぞれの議員の責任において保管されている。

様式2「政務調査費支出証明書」については、領収書が発行される場合は、その添付がなされ、領収書を徴し難い場合などには、議員自身が支出を証明することとなっている書面であり、様式1「政務調査報告書」と同様、条例第9条第1項の規定により、「当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として、議長に提出され、議長が保管している。

なお、様式1「政務調査報告書」には、政務調査活動の内容が記載されていることから、様式2「政務調査費支出証明書」に記載された内容を確認する際の補完的役割も担っている。

マニュアルによれば、政務調査費に充当できる費目のうち、今回の措置請求に関連のある主な項目（支出内容、積算又は充当限度等）については、以下のとおりとしている。

(ア) 交通費

- a JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶、タクシー（緊急の場合のみ）、レンタカー、高速道路等利用料、駐車料金の実費
- b 自家用車利用経費（ガソリン代）は、①走行距離で積算する場合、1km当たり37円（本県応招旅費の現行単価）又は②按分する場合、1台に限り、支払の都度、当該支払額の1/3以内、のいずれかを年間を通して選択

(イ) 借上料

会場借上料及び機材借上料の実費

(ウ) 講師謝金等

謝金等の実費（運転手への謝礼を含む）

(エ) 委託料

個人・団体に調査研究を委託する経費（委託業務内容、金額等が明確な契約書を作成、成果物とともに保管）の実費

(オ) 会費等

a 会費の支出先となる団体の活動内容や参加費の支出先となる意見交換会、研修会等の内容が、会派又は議員としての調査研究に資するものである場合に限る。

懇談を伴う場合は、1人当たり5千円以内の実費

b 各種議員連盟の会費（ただし、別添（省略）の不適當な経費に注意が必要）実費

(カ) 研修参加費

セミナー又は研修会等へ参加する際の負担金、参加費等の実費

(キ) 食糧費

会食代、飲食代、茶菓代、弁当代で、調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある場合に懇談会経費として、1人当たり5千円以内の実費

なお、マニュアルの付属資料ではないが、各議員の適切な判断に資するよう、全国都道府県議会議長会や他の都道府県議会において政務調査費の充当が不適當とされている経費に係る参考事例を資料として配付している。

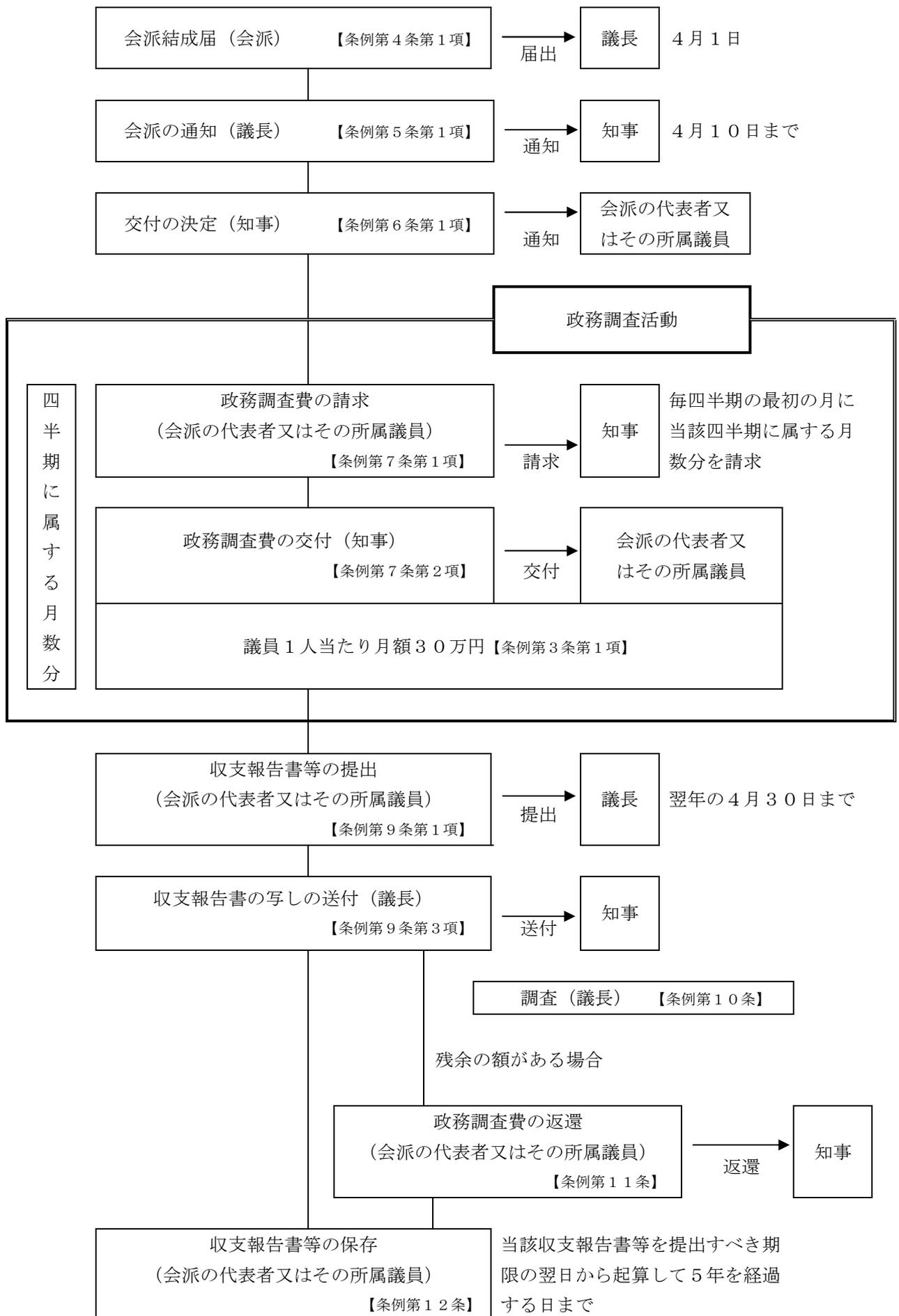
（参考事例抜粋）

①政党活動経費 ②選挙活動経費 ③後援会活動経費 ④私的経費

⑤その他適当でない経費

(3) 政務調査費交付手続きの流れ

政務調査費の交付手続きについては、次のとおりである。（議会事務局から提出された資料を基に作成）



2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明、関係人調査及び事実関係の確認等に基づき、次のとおり判断する。

(1) 政務調査費制度について

政務調査費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と規定し、同条第15項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定しているように、その提出先は、議会の代表者である議長となっている。

また、本県の政務調査費の交付に関する事務においては、「石川県政務調査費の交付に関する条例」が制定され、当該条例第13条において、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、「石川県政務調査費の交付に関する規程」が制定され、使途基準についても議長が定めている。

このように、条例及び規程や政務調査費の使途基準の規定は、それぞれ議会において自主的に定めており、また、収支報告書等の提出を求めると及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務調査費制度については、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、地方自治法や地方財政法に基づいて一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

さらに、平成21年12月17日の最高裁判決において、政務調査費制度の本旨は、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」と示されている。

加えて、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」としているように、議会における会派の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勘案すれば、使途基準の解釈やその適用の可否については、一義的には、議会の責任において判断すべきものである。

(2) 政務調査活動について

そもそも、政務調査活動は多様なものであり、その経費も、基本的には議員の自主性、自律性が主眼になっており、その活動内容については、議員が責任をもって判断、実行するとともに、それに伴い、支払いについても議員が適確に精査することが政務調査費制度の前提となっている旨、議会事務局から説明がなされたところであるが、議員の調査研究に資するため必要な経費であるかどうかの判断については、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである。」との判決（平成22年3月23日最高裁判決）や「議員の調査研究に直接役立つか、これに密接に関連して必要な費用に限定すべき合理的理由はなく、調査研究のために有益な費用も含まれる。」との判決（平成16年4月14日東京高裁判決）、さらには、「会派の活動は、(中略)その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、(中略)極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」との判決（平成19年2月9日札幌高裁判決）にもあるように、多岐にわたる調査研究活動を政務調査活動として認めるかどうか、また、調査研究のための有益な費用の支出であるかどうかについては、会派や議員の広範な裁量権を尊重し、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

(3) 政務調査活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

このため、政務調査費制度については、議会及び議員活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件措置請求に係る個々の事案において、当該支出が政務調査費の使途基準に該当するかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的視点から判断することとし、明らかに条例等に違反したものの以外は適法と認め、使途の具体的内容まで論じないこととした。

しかしながら、今回の請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査を行う観点から、請求人から摘示された支出について、費用の具体的な使途等を確認するため、あらかじめ、関係する全ての議員等に対し、関係人調査への任意の協力を求め、それぞれ提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

(4) 政務調査費の支出基準（マニュアルの解釈及び運用）について

政務調査費の支出については、「議員の調査研究」という法の趣旨に則して定められた条例及び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。

また、マニュアルについては、使途基準の一層の具体化のため、議会の政務調査費マ

マニュアル検討小委員会や議会改革推進会議等関係会議の議を経て策定されたものであり、法規範性を有するものではないが、規程の定める用途基準が概括的であること、政務調査費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で創設されたこと等を考慮すると、議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものと受け止められ、地方自治法等の趣旨に反するものでない限り、用途基準の適否判断の拠とすることが相当である。

(5) マニュアルの付属資料について

マニュアルの付属資料として、様式1「政務調査報告書」及び様式2「政務調査費支出証明書」が定められており、当該2つの付属資料は、議会において、条例第9条第1項に定める政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面として位置付けられている。様式1「政務調査報告書」については、各議員の日々の政務調査活動の目的や内容及び後述するガソリン代を含め、これに係る経費等が確認できる書面として、また、様式2「政務調査費支出証明書」については、領収書が発行される場合は、その領収書を添付し、領収書を徴し難い場合などには、議員自身が支出を証明する書面としている。

このうち、様式1「政務調査報告書」は、原本が議長に提出され、その後、議員に返却され、それぞれにおいて保管しているが、その記載項目や内容等から支出を証する書面としての意義を十分備えていると認められる。また、様式2「政務調査費支出証明書」に記載する議員自身による証明については、領収書を徴し難い場合などに、それに代わる証明の手段として取り扱うもので、やむを得ず、自己証明を行わざるを得ない場合があることも一概に否定できないことなどから、かかる場合にどのような証明資料を求めるかについては、議会の自主性、自律性を尊重して、自ら適切な方法を定めることもとされるものとする。なお、様式1「政務調査報告書」には、政務調査活動の内容が記載されており、様式2「政務調査費支出証明書」において証明する内容を確認できるものであることから、同支出証明書を補完する役割も担っていると認められるものである。

このため、これらの付属資料は、条例第9条第1項により議長に対し提出が義務付けられている政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面として位置付けられるものと判断する。

(6) 請求人が「「証拠不足額」相当額の用途実態の公表、公表しない場合には自主返還を求める。」ことに対する判断

請求人は、「証拠不足額」議員は、条例第9条規定の「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を議長へ提出していない以上、当該議員は当該使途実態を県民に対して公表しなければならず、公表しないならば「証拠不足額」相当額の支出を違法支出とみなすべきである。」旨の主張をし、「当該「証拠不足額」相当額を石川県に自主返還すべきこと」を求めている。

これに対して議会事務局からは、「ガソリン代の「1km当たり37円」とするルールの適用に当たっては、当該政務調査活動に具体の支払行為が伴わないことから、個々の領収書は存在せず、したがって、その写しを議長へ提出すること自体が想定されていない。

しかしながら、「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として「政務調査報告書」の提出があり、目的地や走行距離等の実績を調査確認し、その後、各議員に返却しているものである。

この「政務調査報告書」は、多様な政務調査活動を具体的に記載するものであり、公開になじまないものとして、現行制度上公表することになっておらず、各議員の自己責任を基本としつつ、議長による厳格な調査を行うなど適正に運用されている。」旨の説明があった。

さらに、関係人調査において、各議員からは、「それぞれ摘示された証拠不足額は、すべて自家用車利用経費（ガソリン代）である。石川県政務調査費運用基準の調査研究費のA交通費、自家用車利用経費（ガソリン代）を走行距離で積算する場合、1km当たり37円（石川県の応招旅費の現行単価）で計算した実績の総額である。」旨の説明があった。

ところで、条例第9条第1項の規定によれば、政務調査費の交付を受けた議員には、収支報告書並びに当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しの提出が義務付けられているが、各議員から提出された様式1「政務調査報告書」は、先に述べたとおり、当該規定に基づく支出を証すべき書面として位置付けることのできる書面であると認められること及びそれぞれ議長に提出されていることから、今回、摘示された35名の議員のガソリン代の支出金額については、証拠不足額のある支出とは言えない。

なお、議会事務局における記載内容の確認を通して、35名中、6名の議員については、本人からの自主的な申し出により、走行距離の積算において一部算出誤りなどがあったとして、既に収支報告書等が訂正されるなど、所要の手続きが終了していることを確認した。

具体的には、福村 章議員、米田昭夫議員、西田昭二議員及び櫻井廣明議員については、支出誤り等の額（10円、330円、1,823円、4,940円）があったものの、いずれも自己

資金の支出額を下回っており、議員の不当利得により県に損害を与えているとは認められず、盛本芳久議員については、支出誤りがあったものの、既に返還（30円）されており、県に損害を与えているとは認められなかった。また、小倉宏眷議員については、費用項目の誤りであり、その訂正がなされていることが認められた。

したがって、摘示された「証拠不足額」相当額は、いずれも違法支出とは言えない。

また、「公表」及び「自主返還を求めること」については、法第242条第1項に定める公金の支出などの財務会計上の行為としての理由がないものであり、加えて、関係人調査等で適正な支出であることを確認しており、返還すべき違法な支出がないことから、そもそも、自主返還を論ずるまでには至らないものとする。

以上のことから、「条例第9条規定の「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を公表することを、公表しない場合には違法な支出とみなされる当該「証拠不足額」相当額を石川県に自主返還すべきこと」を求める請求人の主張には、いずれも理由がないものと判断する。

(7) 請求人が「塚崎康彦議員、吉田 修議員、政心会（田中博人議員）の委託契約について、一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」とは認められない。」とし、自主返還を求めることに対する判断

請求人は、上記2名の議員及び1会派について、「マニュアルにおいて、議員が「保管」と記載された「業務委託内容・金額等が明確な契約書」及び「成果物」の写しが議長に提出されていない以上、一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」と認められない。」と主張し、「委託業務内容・金額等が明記された契約書及び成果物の写しを公表すべきこと、当該証拠を公表しない場合は違法支出とみなされる政務調査費相当額を石川県に自主返還すべきこと」を求めている。

これに対して議会事務局からは、「マニュアルは、多様な政務調査活動の取扱いを議員自らの責任において、自主的に策定したものであり、この中で、「委託業務内容・金額等が明確な契約書」及び「成果物」の写しは、各議員、各会派において保管することを位置付け、議長に提出すべき書類は、条例第9条の規定により「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」である領収書をもって足りる。加えて、今回の3件の委託料に係る契約書及び成果物については、それぞれ、調査研究費の範疇から逸脱していないことを確認した。」旨の説明があった。

さらに、関係人調査においては、塚崎康彦議員、吉田 修議員及び政心会（田中博人議員）から提出された説明書及び提出のあった委託料契約書や報告書（添付省略）によれば、それぞれ、「奥能登地域の地域振興マーケットについて、専門的知識を有するA

社と委託契約を締結しており、契約に係る諸活動を通して調査研究を行い、県政運営のあり方を検証・提言することができた。」、「B氏に政務調査活動等の補助として調査研究活動で収集した資料の整理やメモその他の活動内容等をパソコンへ入力するための業務を委託したものである。」、「県政全般の諸課題についての調査研究に資するため、C社に委託したものであり、その結果は政務調査活動における事前資料や補足資料としている。」旨の説明があった。（委託契約書及び成果物（報告書）の写し添付（省略））

先に述べたように、マニュアルにおいては、「委託料」について、「個人・団体に調査研究を委託する経費（委託業務内容・金額等が明確な契約書を作成、成果物とともに保管）」と明記されており、その用途についても議会事務局の説明や様式1「政務調査報告書」を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなく、さらに、関係人調査により提出された説明書の内容等を基に摘示された事案について確認したところ、特に適正を欠くと認められるものはなかった。

これらのことから、マニュアルに即して委託契約書及び成果物（報告書）の写しを各議員、各会派が保管しており、それぞれ政務調査活動の実態を伴う支出であり、「議員の調査研究費に資する経費」と認められないものではない。

また、「公表」及び「自主返還を求めること」については、法第242条第1項に定める公金の支出などの財務会計上の行為としての理由がないものであり、加えて、関係人調査等で適正な支出であることを確認しており、返還すべき違法な支出がないことから、そもそも、自主返還を論ずるまでには至らないものとする。

以上のことから、上記2議員及び1会派に係る「委託業務内容・金額等が明記された契約書及び成果物の写しを公表すべきこと、当該証拠を公表しない場合は違法な支出とみなされる政務調査費相当額を石川県に自主返還すべきこと」との請求人の主張には、理由がないものと判断する。

- (8) 請求人が「石川県議会に対し、平成24年度以降、「政務調査費支出証明書」（様式2）による「いわゆる自己証明による支出」を政務調査費支出であると認めないことを求める。」ことに対する判断

請求人は、陳述等の中で、「石川県議会は、マニュアルを改正したが、その内容は平成24年4月1日以降、具体的な活動場所や内容を記した政務調査報告書等を公開の対象としただけである。しかし、これだけではマニュアルの改正としては不十分である。政務調査費支出証明書による「いわゆる自己証明」による支出については、全く検討されていない。」旨の主張をしている。また一方で、「いわゆる自己証明は、それ自体では認められないが、どこで調査研究活動を行ったかという間接的な証明など、その事実

を補足するような説明や証拠が一緒でないと自己証明は認められない。」旨の主張をし、「いわゆる自己証明による支出」を政務調査費支出であると認めないこと」を求めている。

これに対して議会事務局からは、「政務調査費支出証明書」は、やむを得ず領収書を徴し難い場合などにおいて議員が自己責任のもとで自ら作成・証明するものであり、条例第9条の「その他の支出を証すべき書面の写し」として取り扱っているものである。

この政務調査活動の確認については、政務調査報告書等で行っており、問題はないものと考えている。」旨の説明があった。

ところで、「政務調査費支出証明書」に記載する議員自身による証明については、領収書を徴し難い場合などに、それに代わる証明の手段として取り扱うもので、やむを得ず、自己証明を行わざるを得ない場合があることも一概に否定できないこと等から、かかる場合にどのような証明資料を求めるかについては、議会の自主性、自律性を尊重して、自ら適切な方法を定めることも了とされるものとする。また、自己証明の支出内容等については、政務調査報告書の内容により補完されている。

さらに、関係人調査により、提出された説明書の内容においても、それぞれ地域の振興・活性化、県民の安全・安心、福祉・健康・環境問題、商工業の振興、労働環境の整備、国際交流、伝統文化の継承等、その調査研究が多岐にわたって行われており、いずれも、政務調査活動に係るものであることが確認できた。

なお、2名の議員からは、領収書の紛失により自主的に取り下げの申し出があり、既に収支報告書等が訂正されるなど、所要の手続きが終了していることを確認した。

具体的には、米田義三議員については、支出誤りの額（5,000円）があったものの自己資金の支出額を下回っており、議員の不当利得により県に損害を与えているとは認められず、谷内律夫議員については、支出誤りがあったもののすでに返還（5,260円）されており、県に損害を与えているとは認められなかった。

また、9名の議員から領収書等の追加提出があり、交付手続きの中で提出されていた政務調査費支出証明書に記載されていた内容と相違ないことを改めて確認した。

したがって、自己証明は、領収書等に代わる証明手段の一つであること、また、その内容は、政務調査報告書や関係人調査等で確認されていることなどから、摘示された「証拠不足額」相当額は、いずれも不適正な支出とは言えない。

以上のことから、「石川県議会に対し、平成24年度以降、「政務調査費支出証明書」（様式2）による「いわゆる自己証明による支出」を政務調査費支出であると認めないこと」についての請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(9) 請求人が「「各種議員連盟の会費」は「年会費」であり、目的外の支出であり、違法支出である。」との摘示に対する判断

請求人は、「マニュアルには、使途基準「調査研究費」「研修費」「会議費」の支出に関する「会費等」費目の「政務調査費が充当できるもの」として「各種議員連盟の会費」を記載している。ところで、「上記各種議員連盟の会費」は、「年会費」であり、「調査研究費」ではなく、「研修会、講演会等」の「研修費」ではなく、「各種会議」の「会議費」でもない。すなわち、これは目的外の支出であり、違法支出である。」と主張している。

これに対して議会事務局からは、「各議員は、年会費を納めることにより当該議員連盟の活動に参加できることになり、それを通して調査研究し、各種研修会等に参加することとなるものであり、個々具体の参加経費ではなく、年会費であることをもって目的外支出、違法支出ということにはならない。」旨の説明があった。

先に述べたように、マニュアルは、議員自らの責任において自主的に策定したものであり、この中で、使途基準「調査研究費」、支出費目「会費等」において、政務調査費が充当できるものとして「実費、各種議員連盟の会費（ただし、別添（省略）の不適當な経費に注意が必要）」と明記し、容認されており、また、いずれも議会活動を進めるうえで政策実現を目指すための団体等の会費であり、それぞれ、政務調査活動としての参加を前提とするものであることが明らかである。

以上のことから、議員連盟の会費が違法支出であるとの請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(10) 請求人が「「私的経費等 — 個人の立場で加入する団体等の会費等 — 」の245支出は、目的外の支出であり、違法支出である。」とする摘示に対する判断

請求人は、245支出については、「「政務調査費の充当が不適當な経費(参考事例)」の「私的経費等」に該当する経費である。「支出理由」は目的外の支出であり、違法支出である。これらの支出は、一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」と認められない。」と主張している。

これに対して議会事務局からは、「会費を支払うことによって参加が可能となるものであり、議員の立場として参加することにより、政務調査活動の一環としての意見交換、情報収集を行うことができ、また、「私的経費等 — 個人の立場で加入する団体等の会費等 — 」については、それぞれの使途、目的等は各議員から聴取しており、すべてにおいて「議員の調査研究費に資する経費」である。」旨の説明があった。

加えて、「私的経費」については、全国都道府県議会議長会、他の都道府県議会の事

例である「政務調査費の充当が不適當な経費（参考事例）」に記載されているものであるが、これらは、あくまで参考事例であり、議員として政務調査活動の実態があれば認められるものである。」旨の説明があった。

先に述べたように、マニュアルは、議員自らの責任において、自主的に策定したものであり、この中で、使途基準「調査研究費」、支出費目「会費等」において、「実費」とされ、その内容として、会費の支出先となる団体の活動内容や参加費の支出先となる意見交換会、研修会等の内容が、会派又は議員としての調査研究に資するものである場合に限ると記されており、また、前述の「政務調査費の充当が不適當な経費（参考事例）」には、その主な事例として、「個人の立場で加入する団体等の会費等」が掲げられている。

いわゆる年会費の支払いは、会員になるための要件であり、会員としてその会合等に参加することにより、情報の入手・発信、意見交換・研修等が可能となるものであり、政務調査活動に十分活用できるものであると考える。

そもそも、議員の活動経費が、政務調査費の使途基準に抵触するかどうかは、一義的には、議会の自主性、自律性と議員の広範な裁量権を尊重し、合理的な判断に委ねられていることに加え、議会事務局の説明や様式1「政務調査報告書」を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなかった。

さらに、関係人調査においても、提出された説明書の内容等を基に摘示された事案について確認したところ、「懇話会」については、有識者からの最新の情報を得られるものであり、この活動を通して意見交換・調査研究を行ったものであること、「協会・協議会」については、様々な分野の活動を行っているものであり、これらに参加することにより、情報収集・調査研究を行ったものであることなど、いずれも県民福祉の向上や産業・地域振興、観光と交流、教育、交通政策等について、幅広く参加者との意見交換を行い、多様な県政課題の調査研究と情報収集に努め、今後の県政運営のあり方を提言するための意見を得ることができたものであり、特に適正を欠くと認められる支出はなかった。

なお、領収書及び政務調査報告書の記載内容を確認したところ、紐野義昭議員、広岡立美議員及び民主いしかわの8支出については、支出誤りが見られ、いずれも本人の申し出により、既に収支報告書等が訂正されるなど、所要の手続きが終了していることを確認した。また、その額（20,000円、40,500円、12,000円）は、自己資金の支出額を下回っており、議員の不当利得により、県に損害を与えているとは認められなかったものである。

以上のことから、個人が支払う年会費等を一律に政務調査費の対象外として取り扱う

ことに理由がなく、これら会費等は、政務調査活動の実態を伴う支出であり、違法な支出があるという請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(11) 請求人が「政務調査費が充当できない経費Ⅰ」の14支出は、違法支出である。」とする摘示に対する判断

請求人は、「政務調査費が充当できない経費Ⅰ」の14支出は「調査研究費」「研修費」「会議費」「費目」のいずれの「使途基準」も「政務調査費が充当できるもの」に該当しない。一般的、外形的に「調査研究費」「研修費」「会議費」の「議員の調査研究費に資する経費」と認められない。」と主張している。

これに対して議会事務局からは、「全国都道府県議会議長会、他の都道府県議会の事例「政務調査費の充当が不適当な経費（参考事例）」は、あくまでも判断の参考事例との位置付けであり、政務調査活動としての実態が伴っていれば、これを否定するものではないと考えており、また、「政務調査費が充当できない経費Ⅱ」については、それぞれの使途、目的等を各議員から聴取しており、いずれも「議員の調査研究費に資する経費」である。」旨の説明があった。

そもそも、議員の活動経費が、政務調査費の使途基準に抵触するかどうかは、一義的には、議会の自主性、自律性と議員の広範な裁量権を尊重し、合理的な判断に委ねられていることに加え、議会事務局の説明や様式1「政務調査報告書」を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなかった。

さらに、関係人調査においても、提出された説明書の内容等を基に摘示された事案について確認したところ、「祭礼費」については、少子化の影響で伝統文化行事の存続が危ぶまれる中、行事の継続の方策を模索するため、関係者との意見交換や情報収集を行って打開策を協議するなど、これらの諸課題に寄与するべく活動したものであること、「賛助金」については、奥能登の地域振興を図るための施策の一つとして、従前から地理的、歴史的つながりのある韓国との国際・文化交流の促進に取り組んでおり、その一環として地元での友好協会の立ち上げなどについて、議論を重ね、その中で、こうした関係者との意見交換やイベントなどを通して、情報収集・調査研究を行ったものであること、また、「協力金」については、北陸新幹線開業における観光誘客に向けて県外の祭りを視察した際の駐車場代金であり、地元の祭りによる町おこしを目的とした観光交流促進につなげるべく実情把握・調査研究を行ったものであること等、いずれも政務調査活動を直ちに否定し、調査研究費、会議費の使途基準を明らかに逸脱したものと言えず、政務調査費を充当することができないとは言えない。したがって、全国都道府県議会議長会、他の都道府県議会の事例「政務調査費の充当が不適当な経費（参考事例）」を基に

充当することはできないとする主張には無理がある。

なお、2支出については、費用項目の誤りであり、既に収支報告書等の訂正がなされており、支出金額に誤りがなかったことが認められた。

このほか、議会事務局からは、「情報公開請求に係る領収書の写しの複写誤りによって請求人が求める政務調査費ではない6支出が含まれており、請求人は、これらについても、充当できない経費と摘示されたものである。」旨の説明があった。

以上のことから、14支出のうち8支出については、それぞれ、政務調査活動の実態を伴う支出であり、違法支出であるという請求人の主張には、理由がないものと判断する。

なお、残りの6支出についても、関係人調査により適正な支出であったことを申し添える。

(12) 請求人が「政務調査費が充当できない経費Ⅱ」の支出は、違法支出である。」とする摘示に対する判断

請求人は、「北村繁盛議員は、「賃料」3,000円の領収書の写しを48枚、議長へ提出している（「政務調査費が充当できない経費Ⅱ」）。しかしながら、これらの領収書の写しは、一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」の証拠と認められない。」と主張している。

これに対して議会事務局からは、「「政務調査費が充当できない経費Ⅱ」について、それぞれ用途、目的等を北村繁盛議員から聴取して確認したところ、いずれも政務調査活動に要する経費であり、「議員の調査研究費に資する経費」である。」旨の説明があった。

ところで、議員の活動経費が、政務調査費の用途基準に抵触するかどうかは、一義的には、議会の自主性、自律性と議員の広範な裁量権を尊重し、合理的な判断に委ねられていることに加え、議会事務局の説明や様式1「政務調査報告書」を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなかった。

以上のことから、それぞれ、政務調査活動の実態を伴う支出であり、違法な支出であるという請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(13) 結び

上記(1)から(12)までの論述の中でも明らかなように、請求人が求める①平成22年度に石川県議会議員に交付された政務調査費のうち、「証拠不足額」相当額の支出を違法支出額とみなすべきこと、②契約書及び成果物の写しが提出されていない以上、

一般的、外形的に「議員の調査研究費に資する経費」とは認められないこと、③平成24年度以降、「政務調査費支出証明書」（様式2）による「いわゆる自己証明による支出」を政務調査費支出であると認めないこと、④「各種議員連盟の会費」は「年会費」であり、違法支出であること、⑤「私的経費等 — 個人の立場で加入する団体等の会費等 — 」の245支出は目的外の支出であり、違法支出であること、⑥「政務調査費が充当できない経費Ⅰ、Ⅱ」の支出は、政務調査費支出とは認められず、いずれも違法支出であるとの主張については、

ア 条例及び規程に基づくマニュアル並びにその付属資料である政務調査報告書及び政務調査費支出証明書による証明方法は、特段、違法又は不当な制度ではないことが認められること

イ 一部の支出については、積算誤り等により返還すべきものがあつたものの、いずれも本人からの自主的な申し出により既に返還されており、県に損害を与えているとは認められなかったこと

ウ その余の支出については、明らかに使途基準に違反するものとは認められず、関係人調査における事実確認を通して、その内容は、それぞれ政務調査活動の実態があるものと認められること

などから、使途基準に適合しない違法又は不当な支出とは言えず、したがって、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しないものと判断する。

よって、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

第6 監査委員意見

今回の政務調査費に係る監査請求について、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに違反する違法又は不当な支出は認められず、また、制度の運用等においても明らかに違法であると認められるものはなかった。

しかしながら、政務調査費の原資は公金であり、一部で積算誤り等が見られたことは誠に遺憾である。近年、政務調査費の使途等については、全国的に住民監査請求や住民訴訟が提起され、また、本県においても昨年度に引き続き政務調査費に係る住民監査請求が提出されるなど、政務調査費に対する関心が益々高まっていることから透明性を確保することの重要性が一層増しており、議会自らの県民に対するより高い説明責任が求められている。

このため、県議会においては、政務調査費について、これまで条例や規程を改正するとともに新たにマニュアルを策定し、漸次使途の透明化と制度運用の効率化等に向けた取組みを進めており、さらに、平成23年度に県議会改革推進会議で検討がなされた結果、平

成24年4月1日からマニュアルが改訂され、議長に提出された政務調査報告書が各議員の管理保管から議長において管理保管することとなり、また、情報公開の対象にも加えられたところである。

今後とも、こうした使途基準等の明確化・透明化を更に進めるとともに、今回の監査請求を一つの契機として一層の適正化に向け、確かな改善の歩みを重ねるよう強く期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、重点的に推進するよう求めるものである。

- 1 政務調査活動は、議員の広範な裁量が認められるものであるが、その一方で、常に自己責任を伴うものである。したがって、政務調査費は、その有効な活用が求められるとともに厳格な管理が要求されるものであり、今後とも、政務調査費制度の適確な運用により、適正な執行が確保されるよう努めること
- 2 政務調査費に係る透明性については、これまでもよく検討されてきたところであるが、今後も、平成24年度のマニュアル改訂の趣旨を平成23年度支出分にも活かす術がないか、また、自己証明による支出や公表の方法等について改善工夫を行うことができないか等について、全国的な動向等を踏まえた検討を行い、その向上に努めること
- 3 支出の審査事務等に当たっては、政務調査費の財源が公金であることを常に意識し、議長の調査権に係る事務並びに知事の補助執行機関としての事務の執行に万全の体制を構築するとともに、絶えずその処理方法の改善に努めるほか、情報公開に関する事務についても遺漏なきを期するなど、更なる適正化を図ること

いずれにしても、政務調査費制度は、議会と執行機関の間の相互に均衡と抑制のとれた関係の中で、自主的、自律的に運用することが想定されている制度であることから、議員等の責任において適正に執行されなければならないことは当然のことであるが、制度の趣旨に鑑み、必要と認められる場合には、積極的かつ有効に活用し、県民の負託と信頼に応えられるよう強く期待し、意見とする。